

う。

現在となっては、社会福祉サービスにおいて純粋ボランティアと公的セクターが独立して存在することは、困難である。民間は、公からの財源を要求しつづけるであろうし、公による民間利用への関心は強い。また、政府の義務とすべきサービス領域が拡大するにつれて、政府の準備状況は十分とはいえず、さらに保育サービスのようにその提供能力に欠ける場合、民間施設との協定が必要になる。公的サービスの目標と計画策定から実施にいたる政府責任の明確な内実と民間の役割について、さらに民間の自主性を保障するシステムについて、国民的合意を得るための十分な論議が必要である。

Eleanor L. Brilliant, "Private or Public: A Model of Ambiguities", *Social Service Review*, Vol. 47, Sept. 1973, p. p. 384~396

(根本嘉昭 全社協)

疾病保険の 最近の状況

(西ドイツ)

適用状況

1970年12月の第2次疾病保険改正法(1971年1月1日より施行)により、職員等に対する保険加入義務報酬限度額が年金保険の保険料算定報酬限度額の75%となり、毎年引き上げられることになったこと、職員等に対する任意加入条件が緩和されたことなどで、1971年には3.6%、72年には0.9%被保険者が増加した。とくに目立って被保険者数が伸びたのは職員補充金庫で、1971年には加入義務被保険者が17.4%、72年には5.6%増加している。

1973年4月1日現在の疾病金庫数および被保険者数は表1のとおりである。これによると、金庫総数は1,645、被保険者総数は3,299



万人である。金庫数は年々減っており、1970年4月1,831、71年4月1,811、72年4月1,760となっている。とくに1973年において大幅に減っているが、これは1972年10月1日から農業者疾病保険法が施行され、従来の州疾病金庫(100)が解体、新たに農業疾病金庫(19)が設けられたためである。

全被保険者数の約50%を擁する地区疾病金庫は、被保険者数の点ではあまり変動がない。ただ全年金受給者数の約64%、全任意加入者数の約22%がこれに属しているのが特徴である。任意加入者数をもっとも多いのはいうまでもなく職員補充金庫で、全体の約64%がこれに加入しており、同金庫の全被保険者数の約35%が任意加入者である。また、連邦

表1 疾病金庫数と被保険者数 (1973年4月1日現在)

(単位: 1,000人)

金庫	金庫数	加入義務者数 (年金受給者を除く)	年金受給者数	任意加入者数	総数
地区疾病金庫	397	9,784	5,450	981	16,216
企業 "	1,038	2,834	1,096	356	4,285
同業 "	174	1,172	209	153	1,533
海員 "	1	44	11	14	69
連邦鉱夫組合	1	320	723	39	1,082
労働者補充金庫	8	236	52	63	351
職員補充金庫	7	4,396	1,059	2,979	8,434
農業疾病金庫	19	621	390	7	1,019
計	1,645	19,408	8,990	4,590	32,989

鉱夫組合では全被保険者数の約67%が年金受給者である。

年金受給者疾病保険の財政状況

1973年3月に連邦労働省から公表された1973年度の公的疾病保険の支出見込額(事務費および繰入れを除く)は総額402億マルクで、1972年度の346億マルクに比べ約16%の増加となっている。

疾病保険の支出の伸びと国民総生産、賃金の伸びを比較すると表2のとおりである。こ

れによると、最近3年間における疾病保険の支出の増加率は、国民総生産および賃金の増加率をはるかに上回っている。

とくに年金受給者疾病保険の支出の伸びが著しく、1969年16.4%、70年18.6%、71年26.7%、72年19.2%となっている。

最近数年間の年金受給者疾病保険の収支状況は表3のとおりである。

これによると、年々疾病金庫の負担率が高くなっている。年金受給者の疾病保険の費用は年金保険の保険者と疾病金庫が負担するこ

表2 疾病保険の支出の増加率と国民総生産、賃金・給与の増加率 (単位: %)

年	疾病保険の支出(事務費を除く)の増加率	国民総生産の増加率	賃金・給与の増加率
1969	11.3	12.1	9.2
1970	4.8	13.3	14.7
1971	24.1	10.7	11.9
1972	17.1	9.2	9.4
1973	16.0	12.5	13.5

(注) 1973年の数値は見込み。

とになっており、1967年の財政改正法により、原則として給付費の80%を年金保険の保

表3 年金受給者疾病保険の収支状況

(単位: 100万マルク・%)

年	年金保険の保険者の拠出金 (A)	給付支出 (B)	疾病金庫負担金 (B-A)	疾病金庫の負担率
1968	3,468	4,335	867	20.00
1969	3,873	5,046	1,173	23.25
1970	4,215	5,985	1,770	29.57
1971	4,559	7,583	3,024	39.88

(注) 鉱夫分を除く。

険者が負担し、あとの20%を疾病金庫が負担することとしたが、さらに1969年1月1日より、1968年における支払年金総額に対する年金受給者分拠出金総額（年金保険の保険者が負担する拠出金総額）の比率、すなわち10.98%を今後年金保険の保険者が負担する拠出金の算定係数とし、毎年支払年金総額の10.98%に相当する額を年金保険の保険者が負担することになった。このため支払年金総額の増加にともなう拠出金の増加にもかかわらず、年金受給者疾病保険の支出があまりにも著しいことにより、1971年には支出の約40%を疾病金庫が負担する結果になっている。

年金受給者疾病保険の収支差（疾病金庫が一般財源でカバーする部分）は今後ますます大きくなり、疾病金庫の負担率はよりいっそう高くなるとみられている。1972年の年金改革による給付改善や年2回（1月と7月）の年金調整によって支払年金総額も著しく増加し、年金保険の保険者の負担する拠出金もいっそう増加しているが、もっか疾病金庫の負担率は約42%に達していると推測されている。

こうした状況にあって、地区疾病金庫、企

業疾病金庫、旧州疾病金庫およびドイツ年金保険者連合会は、連邦議会の労働社会委員会に陳情を行ない、そのなかで年金受給者疾病保険財政に関する新しい規定を設けるよう具体的な提案を行なっている。それによると、(1)年金保険の保険者が負担する拠出金の算定係数を10.98%から11.32%へ引き上げる、(2)将来この率を疾病保険の一般保険料率（平均）の上昇に合わせて引き上げる、いわゆる動化させる、ことが必要であるとされている。もしこの提案が実現されれば疾病金庫の負担率は約30%ぐらいに戻るということとみられている。

年金保険の保険者と疾病金庫の負担割合が80:20になるようにすることが望ましいとの声が多いが、なかなかむずかしい問題のようだ。

Korrektur einer Fehlentwicklung,
Arbeit und Sozialpolitik, September
1973, S. 297—299.

Unaufhaltsamer Vormarsch der Ersatzkassen,
Arbeit und Sozialpolitik,
August 1973, S. 259—263.

Mitglieder und Träger der gesetz

lichen Krankenversicherung, *Die
Krankenversicherung*, August 1973,
S. 192.

（石本忠義 健保連）